

「勞奉仕」をもつての労働力の調整と、体制を支える下部指導者層の養成と精神的結合の強調にくわえ、「満州集団農業移民」の奨励もおこなわれていく。要するに更生計画の海外膨脹版である。

準戦時から戦時体制にかけての更生計画―対策がどのように進められていったかは、資料「昭和七年度神奈川県副業奨励計画概要」をはじめ、失業対策事業、納税奨励、耕地拡張改良事業、土木事業、国民信念培養指導等にかんする諸資料で跡づけておいたが、町村単位で自力更生事業がどのように実行されていったかは、資料「神奈川県自力更生町村の事例」を批判的に検討していくとあきらかになる。また、県下の更生指定町村は、昭和七年以来六カ年間に九三町村を数えるにいたったが、この巻では県内の地域と職業構成の差異を考慮して、「特別助成町村」の対象となった中郡成瀬村と足柄下郡吉浜村等の事例をかかしておいた。これらの町村の計画と実績を追っていくと、わたしたちは、負債整理を徐々に実現しながら、更生計画をねりあげるなかで町村内で戦時

体制の網の目のなかに、一人ひとりが目にみえるかたちで組みこまれていくことに気がつく。

総動員から大政翼賛の道 経済更生運動は、昭和十一（一九三六）年七月に勃発した日中戦争を介して戦時体制へ移行していくなかで、いっそう推し進められていくが、更生計画の基本的な狙いの一つであり、首相近衛文麿も目指していた「国内相剋の解消」という課題も、戦争によってかたがついていった。そして、日中戦争が本格的な戦争として意識され、「祝出征」ののぼりが目立ち戦時風景が出現するにょよんで、十二年九月には国民精神総動員運動が開始されていた。そこで、わたしたちは、この運動の進めかたとか狙いをあらためて確かめる意味をこめて、資料「国民精神総動員第二回強調週間実施要綱および実情」をかかげたのである。この運動の狙いである「国体観念ノ明徴日本精神ノ昂揚」を強調して社会のなかに徹底していくという趣旨は、県下においては経済更生計画とこの間に、大船、茅ヶ崎、平塚、小田原の東海道沿線にかけての兵器産業を中心とする湘南工

業地帯の形成とあいまって、経済から社会、イデオロギーの域にかけて戦争体制を固めていく運動のきっかけとなっていたとみてよい。

さらに、翌十三年三月には、戦時統制法規の集大成ともいえるべき国家総動員法と電力管理法が日の目をみて、戦争体制の根幹がつけられた。国家総動員法は、労務、物資、資金、物価諸施設などの経済部門、情報伝達、国民生活のあらゆる面を、政府の統制下におく、いわゆる「戦時動員」であった。この総動員法については、反対の空気も流れるなかで近衛首相は、今回の戦争には直接これをもちいえないと説明していたが、はやくも夏には総動員法にもとづき労働力への統制が打ち出され、急速に経済統制から物質動員計画がねりあげられていった。国家総動員法の発動の過程で、県民生活のうえにどのような統制がかけられ、負担が転化されてきているか、わたしたちは、資料「日中戦争勃発一周年記念献納運動実施要綱」やその実施状況をつうじて「戦時動員」のなだれ込みの事態をあきらかにしようとした。なかでも、「官民一

体戦時態勢」を確立し、戦局の拡大するなかで、軍需のための「物資需給調整計画」の実践をうながした二つの資料、すなわち昭和十三年の「経済戦強調週間実施要綱」の内容は、国家総動員法の現実を反映したものととして注目しておく必要がある。

軍需優先主義に立つ経済統制の強化は、とうぜんのことながら、民需にしわ寄せをもたらし、なかならず非軍需的中小企業を苦境におとし入れており、すでに昭和十三年には転失業問題が話題になっていた。戦時体制に物的・人的資源を動員し、体制を固めていく統制の強化は、また、国民の諸活動の自由を奪うものであり、不安を醸成していく。この問題は、戦争を支える組織につきまとうぬぐうことのできない矛盾である。それだけに、地域からの体制固めが必要となる。資料「中郡秦野経済報国会会則草案」は、すでに「八紘一字」や「挙国一致」の呼びかけのもとで、諸資料のあちこちにてでくる消費節約、貯蓄奨励、生活改善運動とか、隣組制度とあいまって戦争の国策に、どう協力しようとしていたか、その

傾向の一側面を伝えたものである。

ところで、戦争遂行の政治革新の担い手として、十五年当時、新体制運動の中心の担い手であった近衛が再び組閣するにおよんで、「大東亜新秩序の建設」のために「国防国家」の建設とあいまって国内の態勢刷新が問題となり、「強力な新政治体制の確立」が国策として定められた。この国内における新体制運動は、日本の南方進出政策とあいまって急速に進み、その結果として大政翼賛会が発足した。昭和十五（一九四〇）年十月のことである。「大政翼賛の臣道実践」を旗印としてかかげるこの組織は、ドイツのナチスばりに「一党一党」論にもとづいており、中央から県、市町村にかけてのさまざまな指導者層を会にくみいれて、「国民家族会議」と称し、地方の隅々にまで戦争遂行のための上意下達のパイプを強化し、その「組織細胞の末端」にまで「愛国の赤誠」をみなぎらそうとするものであった。そのへんの事情については、この巻に収録してある「大政翼賛会神奈川県支部第一回協力会議」の関連資料を一読するときあきらかならう。

大政翼賛会は、政権が近衛から東条英機に受けつがれ、昭和十六（一九四一）年十二月に太平洋戦争に突入するにおよんで、まったく上から下への官僚統制の組織と化していった。東条内閣は、思想統制を強め、戦争批判の声を封じ込みながら、大政翼賛会のもとに産業、商業、農業、あるいは言論、文学などのあらゆる報国組織を統合し、戦争遂行のために国民を縛りつけていった。たとえば、資料「木灰供出強化運動に関する実施要綱」は、大政翼賛会神奈川県支部と県農会、その他の関係団体との食糧増産をめぐる組織運動の実情を示しているし、文化面では「県下伝承芸術ノ振起活用」が、戦争に不可欠なものとして、翼賛運動に組み込まれている。資料「神奈川県郷土芸術振興資料調査に関する件依頼」がそれである。

県下における翼賛活動のその後の状況については、資料「昭和十六年度大政翼賛会神奈川県支部事業報告」以下一連の資料によって把握することができるが、十七年の「総員戦闘配置を強調する局面にはいると」、「空襲は必至」「疎開を

行ふ地域」「疎開も戦闘配置の一つ」という、いわゆる防衛策も加味されてくる。そして、戦争体制の危機が進行し、戦局が日増しに不利になるにしたがって、十八年には、資料「大政翼賛会神奈川県支部決戦生活実践促進要綱」が伝えているように「自省自奮一意決戦生活」の覚悟が強要されている。この年から翌一カ年にかけて、すなわち、ガダルカナル島からの撤退、アッツ島玉砕、サイパン島からの米機の空襲がはじまる時点で、戦局は日本の敗色が濃くなるというふうに変換している。「大東亜共栄圏」の構想も地におち、戦争経済も行きづまり、国内の戦争体制も自壊していく道をたどっていた。さきの「決戦生活実践促進要綱」の資料やあるいは資料「町内会部落会等の機構整備指導等に関する件通牒」等は、「国内態勢」の強化をうたいながら、敗戦への坂道を転がり落ちていく実情を示すものである。なお、この間の都市部の生活破壊と世相にかんしては、横浜、川崎両市の「戦災と空襲」の記録が参考になる。

三 昭和戦後(一)

敗戦と占領と改革と 昭和二十(一九四五)年八月十五日、この日は、ポツダム宣言を受諾し、日本が「無条件降伏」という敗戦を迎えた日である。国民の多くは、これまでの日本の劣勢な戦闘能力の実態も知らされていなかったし、降伏のいきさつについても、まったくつんぼさじきにおかれていた。支配層は「国体護持」に望みもてるかどうか、敗戦の混乱によつて革命がひきおこされるのではないかどうか、もっぱらその点をいたく恐れ、神経をそばだてていたが、国民は、敗戦によつて、大きな衝撃を受け、「玉音を拝して感泣鳴咽」という心理状態におちいつていた。

たしかに、敗戦は国民にとってみれば「感泣鳴咽」という感情が一般に支配していたが、もちろん、神奈川県民のなかには、当時のいろいろな回想録や手記、あるいは日記等を読んでみると、安堵の胸をなでおろした人、将来に不安とおの

のきを抱く人、徹底抗戦を決意する人などさまざまな反応があらわれていた。この敗戦と占領をめぐる民衆の受けとめかたの雰囲気については、いまや、ポピュラーになっている資料「神奈川県下の治安状況等に関する証言」に縮図となつてあらわれている。そうしたなかで、明治・大正・昭和の風雪のなかを村の指導者として生き抜いてきた相澤菊太郎（相模原市元橋本）は、資料にあきらかなように、敗戦に直面して、支配層は「下民ニ重圧ヲ加ヘツ、協賛ノ任」をつくせといひながら、その実は、「組織ハ密ニテ動ケサル様ニテ働ケ」と強制に終り、結局は「忠臣皆無」ではなかったかと、ユニークなとらえかたをしていた。なお「相澤日記」については、敗戦時から戦後改革期にかけて、主な出来事と当時の世相の一端を伝えるその一部を、ここに収録しておいた。

ところで、神奈川は、「一億玉碎」の抗戦から降伏へという転換のなかで、連合軍進駐の計画を無事故で実現し、軍隊と国民に敗北を納得させ、あわせて「国体護持」をいかにはかっていくかという敗戦処理にあたる東久邇宮稔彦内閣の役

割を担う主要な舞台になつていたのである。実際、八月二十一日、後藤真三男県内政部長らは内務省に呼ばれ、連合軍の進駐を神奈川県でくいとめるようとはうもない命令を押しつけられていた。そのときには、三浦半島に占領軍を釘づけにすべきであるという主張もあらわれていたほどであるが、結局この会議に出席していた外務、陸海軍、鉄道の各省の代表らは、中央では進駐の要領も予想できないとの判断で、鈴木九萬公使らを横浜に派遣して県と各省代表とで終戦連絡委員会横浜事務局をつくり、県が仕事をまかせられるかっこうになつた。とうぜんのことながら、県庁や横浜市役所は蜂の巣をつついたように大騒ぎになつたという。そうしたなかで、神奈川県は、マッカーサー司令官以下の連合軍の受入れ態勢をととのえる命令を受け、物資も労力も不足がちななかで、県と横浜市の職員は、懸命になつて徹夜作業で進駐受入れの設営、調達にあつたというエピソードもある。マッカーサー本隊は、八月二十八日、テンチ大佐の率いる先遣隊、アイケルバーガー中將らにひきつづき、三十日に厚木飛行場に降

りたつた。すでに、抗戦継続を叫んでいた厚木航空隊の将兵も、進駐まえに徹底抗戦を断念し、進駐は、「流血の惨」をみることなく完了したのである。この間、県は、政府の命令を実行に移すために、横浜税関を連合軍総司令部にあてるところを決定してホテル・ニューグランド、生糸検査所付近あたりで進駐をくいじめようという設営計画をたてていた。もちろん、進駐軍の宿舎も、おまけに慰安設備もとのえられた。しかし、ことは思惑どおりにはいかなかった。マッカーサーは、さつさとホテル・ニューグランドにはいったというように。ところで、連合軍と円滑に接衝する機関として設けられた終戦連絡委員会横浜事務局は、どのような業務をおこなったであろうか。その結果、どのような状況にあったか。この巻では「終戦連絡横浜事務局等設置の経緯と業務組織」と「横須賀終戦連絡委員会業務報告」の二つの資料を収録して、ここから連合軍の進駐にともなう折衝と事務処理の模様および当時の社会状況の一端を読みとることにした。

敗戦を迎えて連合軍が進駐するにつれ、県民は、いったい

どのような状態におかれていたか、また地域のなかでどんな問題に直面していたかをあきらかにする必要がある。ここでは、もっぱら日常生活の根幹をなす食糧問題をめぐって、その事情の一端をあきらかにしてみた。県民にとってみれば都市部を中心に「飢餓線上ニ彷徨ス」といわれたように食糧を確保することは、まさに緊急事となっていたのである。資料「神奈川県下全市民代表の食糧供出懇請電報文案」などは、深刻な食糧危機を告げているデーターの一つである。さらに、戦時体制を自主的にどのように転換していくべきか、その動きの芽生ともいえるべき旧軍隊をはじめとする戦争の人的資源の解体、転化の事情と占領目的にその行動基準がどのように打ちだされてきているかをあきらかにする必要がある。資料「時局転換下の軍事援護に関する件通達」は、軍人援護、軍人遺族家族の授産事業を町村の実情にそくして適切な措置をとるよう通達したもので、敗戦直後の事情をリアルに伝えているとみてよい。また、資料「敗戦後の旧日本国軍隊の国家再建参加」も、きわめて能動的に復興の原動力になろうと

懸命になっている軍隊の転身ぶりを示めている。

ところで、地域にとって最大の問題は、敗戦にともない占領軍による政策が打ち出される前に、これまでそれぞれの町村内で戦時体制を支えてきた中心的な底辺組織ともいえるべき町村常会に、どのような指導方針があたえられていたか、ということにかかってこよう。そこで注目すべきことは、「国体護持ト国運ノ開拓」が要請され、「讓ノ精神」という伝統的觀念をもって「時代ノ推移」を認識し、リーダーシップをとるよう強調されていたことである。資料「敗戦後の町村常会等指導方針要旨」はその一例といえよう。また、資料「神奈川県足柄下郡常会」は、敗戦の年に常会を交点として県の各課から、地域住民にたいしてどのようなことが提案されていたかを、実に多面的に告げている。やはり、町村常会は、なんといっても地域における行政の指揮命令系統の組織の拠り所として、戦中から戦後にかけて住民と県を結びつけていく要である意識されていた。しかも、報徳イズムの「和心協同」が常会運営のベースとして強調されていたので

ある。戦時から戦後にかけての連続面がこういうところにひそんでいる事実は見逃せない。

占領と復興計画と民主化と 占領政策が打ち出され推し進められてくるなかで、占領という事態と県民とのかかわりあいについて問題を追求してみる必要がある。当初、連合軍は、きびしい軍事占領の線にそって、天皇を連合軍最高司令官のもとにおき、軍政を全面的に施行していくかまえをとっていた。が、八月末、米政府からマッカーサーに通達されてきた「降伏後におけるアメリカの初期対日政策」によって、日本の占領管理は、アメリカの政策が優先することをあきらかにしながら、日本政府をつうじて占領管理をおこなっていくという間接統治の方式をとることが確定した。しかし、占領軍の接収は徹底をきわめ、横浜の場合をみると、官庁、銀行、大手の商社などが密集する関内一帯はもちろんのこと、盛り場の中心地伊勢佐木町には飛行場がつくられるなど市の主要地帯の大部分は接収されたのである。横浜市の土地の接収総面積は、約八二〇ヘクタールで、計算してみると、日本

全土の接収地域の約六三パーセントにあたっていた。

このような事態のもとで、県レベルで占領機構がどのようにひかれ、そして県当局との業務交渉がどう進められていたかを知る資料として、この巻では、占領行政の実情の一端を例示しておいた。また、連合国軍進駐地域の占領軍にたいする住民との無用な摩擦を避け治安を維持するためにどのような処置がとられていたか等々については、資料「連合国軍隊進駐地域の住民の心得事項」などが、その間の事情を伝えている。連合軍側の不法行為や逆に住民の好奇心、言語問題などによって種々のトラブルがまま生じていた。たとえば、敗戦の年、進駐以来約二ヵ月間で、横浜におけるアメリカ兵の不法行為は、殺人四件、強姦二九件、傷害四〇件、金銭等強奪七八七件等総計九五七件にのぼっていたほどである。だから、「各個人の権利は自分自身で充分護る」ということが基本方針にすえられていたのである。

占領下でなんといっても重要な行政上の課題は、廃虚のなかから復興をいかにはかっていくべきか、そのまゝに再建の

条件をどのようにつくりだしていくか、ということにかかっていた。このへんのいきさつは、敗戦の年、知事藤原孝夫が県下市町村長懇談会においておこなった訓示要綱のなかにとらえることができる。資料「市町村長懇談会における県知事藤原孝夫の訓示要綱」は、神奈川県独自のものではないが、この資料をみても、そこでの大きな眼目は「国民生活ノ安定」をいかにはかっていくかということであり、そのために食料と生活必需物資をどう確保していくか、悪性インフレーションをどのように防止するかという問題が訓示のなかで大部分をなしていた。ここから、これらのことがらが、いかに行政上さしせまっていた論点であるかがうかがえよう。だから、ここでは、食料危機をはじめとする経済危機にかかわる諸対策と動きを中心に資料を構成し、あわせて、当時の地方財政事情、さらにその後、連合軍の不法行為、接収地の処理をめぐる県民の努力と状況についての資料をとりいれておいた。

戦災によって壊滅状態におちいった横浜、川崎というよう

な都市部の復興をどうかっていったらよいか。資料「神奈川県戦災都市復興都市計画事業概要」は、その方向を示したものである。当時、この資料にも明示されているように、都市復興は、「農村の食糧増産」とともに経済復興の基礎であると考えられており、「平和日本」の再建の土台をつくりかえる作業とみなされていた。そのうえでポツダム宣言の「民主化」・「非軍事化」を楯とするその線にそって矢つぎばやに打ちだされてくる戦後改革が、地域にどのように具体化されてきているか、またその改革をどう受けとめていたかを、諸資料であきらかにしようとした。この巻では、連合国最高司令部が、昭和二十年秋から政治犯の即時釈放、思想警察、弾圧法規の廃止、言論報道の自由の指令等々、民主化政策に本格的にのりだしてくる過程にそって、主として、社会・教育面における民主化政策を軸に資料を構成している。

と同時に、もう一方では、国家主義イデオロギーにまつわる諸行事、慣行の廃止とその修正、緩和の動きとかかわらせて、日本国憲法の制定にもなつて、この憲法をどう普及し

ようとしていたか、その実情を追求してみた。昭和二十二年（一九四七）年五月三日は、日本国憲法の施行の日であったが、対日理事会のイギリス連邦代表のマクマホン・ポールは、この日は「日本歴史における新紀元の始り」であるけれども、われわれは、今日を「成就の日」とみないで、むしろ「機会の日」とみるべきであると語っていた。いわゆる明治憲法を改正して新しい憲法をつくりだしていくまでにはあらためてここで説明するまでもなく、その舞台裏の動きまでふくめると、実に紆余曲折の道をたどってきたが、資料「憲法討論会要領」をはじめ諸資料にも共通にうかがうことができるように、とにかく、日本国憲法の基本精神の普及、徹底をめざして、ポール流にいえば「機会の日」を実体化しようとしていた事情を読みとることができよう。その動きは、従来理解されていた以上に活発であったことがわかる。そこでは、多くの人びとにどうすれば「新憲法の精神を日常生活化」させることができるかということが中心命題になっていた。

地方行政改革の動き 憲法の改正が論議され、実施のはこびになっていくにつれ、長年にわたり明治憲法体制下で「国家の基礎」として位置づけられ内務省に統轄されてきた府県制、市制、町村制も抜本的な改正をおこなわなければならなくなつた。地方自治法をはじめ地方制度関係改正法令が施行される前夜、日本国憲法とともに地方制度改正にかんする理解の普及、啓発のための宣伝が強調されていくのも、実は、

地方自治体の首長の公選、首長、議員の選挙権、被選挙権の拡張、地方自治への住民の参加など直接民主主義制度のルールが導入されていただけに、まさに地方行政の場では、その機構と運用とともにコペルニクスの転換をはからなければならなかつたという理由にもとづいていた。

そこで、この巻では、「地方行政改革」の冒頭に、二次的資料の色彩が強いけれども、内務省の「地方制度改正にともなう公民啓発運動に関する件通知」という次官通達を収録した。この資料は、内務省が地方制度関係改正法令を施行していくにあたって、いかに緊張せる姿勢をもつて国民の積極的

な協力をえなければならなかつたかという事情と、また、それだけにこの制度改革が一連の戦後改革のなかできわめて重要な位置をしめていることを告げている。

神奈川という地方自治体は、占領軍との渉外関係で政府からとくに重視されていた。昭和二十一年（一九四六）年一月、県知事に、内務官僚出ではなく、フランス大使参事、アルゼンチン公使、仏印大使府サイゴン支部長を歴任した外務卿の元外交官の内山岩太郎が起用されたのは、そのためである。内山知事は「渉外名知事」と呼ばれるほど、占領軍との折衝で敏腕を振り、知事公選後も知事をつとめ、津田文吾知事にバトンを渡すまで二十一年間在任した。

ところで、地方行政改革の大本ともいえるべき地方自治法による地方公共団体の運用は、どのように受けとめられていたであろうか。資料「神奈川県下の地方自治に対する世論調査等結果調」によつてみても、地方自治の運営は、その財政的基盤の脆弱性と、長年にわたる「官尊民卑」のもとで慣らされてきたいわゆる官僚機構に「依らしむる」風習も影響して

か、がいて住民は「無力」であり、地方自治の実はあがっていないとみなされていた。が、そうしたなかでも、観念的には被調査者の四分の三以上の人が、地方行政の運用は「一部のものに委さず自分達の手で治めるのが良い」と評価するようになってきた。この世論調査は、その方法、手続がかならずしも当をえたものではなかったが、新しい地方自治制度に切りかわってから四年ほど経過したころの結果調であることを考慮すれば、このような制度の定着ぐあいは、ちょうど、新聞社の世論調査などに示されているように、日本国憲法の国民主権・基本的人権の尊重・平和主義という理念が徐々に地下水のように国民のなかに浸透し、肯定的評価がまっていた事情と共通していたといえよう。

けれども、改正地方制度に問題がないわけではなかった。そのもつとも大きな争点は、自治体警察の設置と廃止にあらわれていた。自治体警察は昭和二十三(一九四八)年十一月に発足したが、二十六年には雪崩のごとくに廃止の運命におちいっていった。この巻では、県行政にかかわる内容で、もつ

ばら自治体警察にかんする資料に焦点をしばって見た。「地方自治の真義」を推し進めるこの自治体警察の存廃の決定は、たてまえとしては高座郡座間町、中郡伊勢原町の資料が告げているように「町村民の自由」な意思によっていたが、結局のところ、廃止の運命をたどらざるをえなかったのは、国家警察と自治体警察との連絡調整の困難さ、自治体警察の装備能力の貧弱性や、管理面における腐敗というような限界が前面にでて本来の目的から逸脱していったことが要因となっており、なんといっても維持が不可能になったのは、町村財政の危機が深刻化していたからである。

ついで、市町村レベルで行政改革の実状をみていくとき、地方自治法にもとづく地方公共団体の行政の編成替え以上に実質的な重みをもったのは戦時下の隣組制度の廃止にもなる町内会、部落会の運営の再編成についてであろう。資料「民主自治発展協議懇談会要綱」をみてもあきらかなように、町内会、部落会は、戦後改革のその後の動きとからんで、「民主自治」の完成を期すための「基部組織」として、その自主

的活動をどうかかるか、という点に主眼がおかれていた。そして、町内会、部落会の「自治的活動」を実質的にはかるその方向を模索しながら、当初、食糧対策と金融措置をどう解決するかという具体的ななさせまった問題に直面していたのである。そこで、町内会、部落会の再編成の動きや規約、準則、あるいは運営、行為制限などにかんする諸資料を掲げ、さらに、町内会、部落会が廃止を宣告されるまでの動向をとりあげてみた。足柄下郡湯本町の部落会、町内会の規約準則は、町内会、部落会の廃止への過渡的措置として、敗戦直後における「地方自治―基部機構」としての町内会、部落会の機能とそのありかたを如実に示している。資料「町内会部落会等の解散およびその他の行為制限に関する件通知」は、廃止後の町内会、部落会の善後処置の一端を告げているとみてもよからう。

また、町村行政の地方財源の拡充、財政の自主性の強化をめぐる法改正については、資料「地方税制度 財政制度改正事項」でとらえることができるが、おおよそのところ、地方

制度の民主化の方向と財政の貧困さとの間の落差が地方行政改革のネックになっていた。そこで、地方行政改革にまつわる問題が、具体的にどのようなように存在していたか、という事情を知ることかねて、県下の町村会の活動や、あるいは町村合併の動態を中郡伊勢原町の建設過程の事例を中心にとりあげ、地方行政改革のゆきつくところを問題にしてみたのである。

四 昭和戦後(二)

労働社会状態 敗戦にともなう戦後改革の波のなかで、国民の生活や地域にかかわりのある場で、占領下の民主化政策の流れと影響をみてきたとき、そこには、日本国憲法にたいする理解や関心が徐々にふかまりをみせていくことと関連して、制度としての民主主義は社会に受けいれられていった。その傾向が、よしんば、ただちに民主主義の風土化を意味するものでないとしても、初期占領政策という名の横からの改

革は、地域の地すべりの変動をうながしているきつかけになっていたといえよう。しかし、制度としての民主主義は、その反面、占領政策の軸が憲法体系の方向から、漸次、日米安全保障条約を締結する線に移行していく過程で、県民や地域にたいして初期占領政策の「民主化」と「非軍事化」の理念にたいする文字どおりのリアクションが作用し、安保体制からの内政面にたいする規制が強まってきた。その一端は、第二

編第一章第二節の「占領と県政」のなかに収録してある政治改革の資料からもとらえることができる。そうなると、とうぜんのことながら、民主化という言葉とその用語が現実に掲げかける実態との内部矛盾がかきたてられ、民主化という名のもとで種々の社会問題が発生し、はてしなくひろがりを見せていた。と同時に、いわゆる戦後体制の内側において、逆説的な意味で制度としての形式的色彩の強い民主主義を保守する動きと、民主化をたえず更新していく革新との対立関係が、時間の経過とともにますます深刻になってくる。このことは、戦後三十年の歴史の証言をまつまでもない。

このような観点に立つてこそ、第二次大戦後、県域においてくりひろげられる社会問題を、まさに問題としてとらえなおすことができる、わたしたちは考えている。そして、社会問題がどのように発生し、どう社会の争点に転化していくか、その経緯をあきらかにしていくためには、県民の労働と生活の場から、県民のおかれている状態、直面している問題を洗いだしていかなければならない。

けれども、わたしたちはこの資料編で、敗戦直後の食糧難とインフレーションにかかわる深刻な社会状態をリアルに告げる資料を収録することはできなかった。が、資料「神奈川民主団体協議会活動状況」は昭和二十三（一九四八）年のものはあるけれども、この報告のなかにある民主団体協議会が対策の一環として、「物価値上反対闘争の全県的な展開」をはじめ運賃、通信料値上反対、電気・瓦斯税、市電値上反対闘争、食料獲得運動をかかげてその運動をくりひろげている事情をみて、そこに戦後の社会状態の縮図を読みとることができ。もちろん、この資料は、神奈川民協という団体の運動報

告であり、その観点からとらえるべきであるかも知れないが、戦後の社会問題をすくいあげて「運動の地方協力への闘争」「労働組合を中核」とする「労農市民の闘争」「民主戦線の統一」を実現しようとしている運動の側面を加味して考えてみると、ここに、労働・経済・社会の諸問題と運動との結びつきを介した新たな社会状態を生みだしている状況を見ることができよう。この社会状態は、また、戦後改革の修正推移の動きと保守化の政治潮流のひろがりとに対決する情勢に一枚かかわっている。

戦後の社会状態をしめす軸は、さまざまな勤務場所でも様々なかたちであらわれてくる労働問題や、農村問題にもとめてみる必要がある。資料「産別会議等の昭和電工川崎工場爆発事件調査報告」は、労働者のおかれていた危険な労働環境の問題と労働強化の一つの側面を浮きぼりにしており、「神奈川県労働調査部の津久井郡串川村実態調査報告」の資料は、山間部農村の苦境に立たされた社会状態をとらえる手がかりの一つになろう。

この二つの資料は、労働問題、農村問題の典型的な事例として収録したのではなく、むしろ問題の極限状況の一側面を知る素材としてとりあげた。そこで、これらの問題の状況全般を把握していく資料として、労働問題にかんして昭和二十五年と昭和四十年の時点の異なる二つの調査報告を再録することにした。そのうち資料「神奈川県下組織労働者の消費生活調査報告」は神奈川県労働部が横浜市立大学経済研究所に委嘱して横浜市内居住の造船、港湾、金属工業等の産業組織労働者を対象に、その消費傾向を調査した統計表である。

この表によってみても、敗戦後の組織労働者の経済状態がいかに困難であったかがうかがわれよう。また、調査問題の性格や被調査者の立場も、前掲の資料と異なるが、資料「中小企業労働者余暇利用調査報告」は、高度経済成長がピークにさしかかる時点での中小企業労働者の余暇利用状況を一瞥したものである。が、当時、仕事が活況をたえている事情が作用していたとはいえず、一つ指摘できることは、職場での労働のきびしさと家庭内での仕事負担の重さが、表面上、はな

やかな形をとっている経済成長の底をふかく流れているという事実である。

いうまでもなく、農業から諸産業をつらぬく労働問題―社会問題は、もちろん神奈川の地の特有な問題ではない。この点は、ある意味では、全国どこにでも共通するものであるが、こうした状態を根底において神奈川の地でひとときわ鋭くあらわれてきた二つの問題に着目する必要がある。その一つは、占領にともなう基地化がかもしれない社会状態とその状態が社会に投げかけてきた波紋であり、いま一つは、京浜工業地帯を中心にして年ごとに大きくなってきた公害問題である。神奈川県下で戦後三十年にわたる社会状態史を構成するとなると、この二つの問題はおとすことはできない。

基地問題については、昭和三十（一九五五）年に神奈川県平和評議会の広田重道が「基地神奈川の実情」という報告のなかで、県下には、「軍事基地の親分と言われている横須賀米海軍基地を始めとして大小とりまぜ約一三〇ヶ所の軍事基地とその付属施設」があり、その数は全国の総数約七〇〇の

一九パーセント弱にあたり、しかも、基地拡張が進められている神奈川県は「文字どおり軍事基地県」であるとのべている。基地の主なもの、厚木基地の約五一〇ヘクタールをはじめ座間キャンプ、横須賀海軍基地、相模原などであり、特徴的なのは県庁所在地の横浜市が、港湾施設以下都市の中心部、建物、公園、学校にいたるまで接収されていて、他府県にまして深刻な状況におかれていた。それだけにこの間、一方では米軍の基地接収の拡張、それに日本の自衛隊の割り込みによる再接収の動きもあらわれてくるなかで、基地返還の運動があちこちで組織された。その共通の訴えは「基地による苦悩」からの解放である。そのため、すでに三十年はじめには、県下基地対策懇談会がもたれていた。基地問題は、もちろん軍事関係としてだけで争点になるのではなくして、騒音に代表されるような公害、教育、福祉等々、社会生活にかかわる鍵になっている。そこで基地がどのような問題を投げかけているか、その実情を逆説的にあきらかにする手がかりとして資料「神奈川県基地関係県市町連絡協議会の提供施

設返還要望書」を、この巻で掲げておいた。また、基地が地域に具体的にどのような被害をもたらしているか、その深刻な実態を示す事例として資料「厚木航空基地騒音問題等関係資料」を収録しておいた。

ところで、もう一つ、工業化、都市化の進行する過程で、大きな問題となつてふりかかつてきたのは、いうまでもなく公害である。公害は、「パブリック・ニューサンス」の訳語であり、工業化と交通網の発達によつて生じる大気汚染、河川の汚濁、騒音、振動などが、住民に害毒を流す状態をさして使用されているが、県下の公害は、資料「ヨコハマゼンソクの実態」「産業公害による農作物被害調査」などによつてもあきらかなように、すでに、昭和二十年代の後半から問題になりつつあった。そこで、この公害問題にかんしては、この巻に収録した諸資料を一括してとらえていただきたいが、公害をもたらしているその実情の一端と、公害に抗する請願、陳情の動静とあわせて、県当局の公害防止対策をとりあげておいた。というのは、県企画調査部公害課「神奈川県公害行政

の概要」にも明示されているように、公害は、すくなくとも、規則で定める基準にもとづいて「知事が防止の措置」を必要と認めたものを指すのであるから、県当局の公害対策はどうしても正当に位置づけなければならない。県の公害対策は、

資料の「昭和三十七年上期神奈川県公害業務概要」「昭和四十年五月現在公害処理状況」などをみてもあきらかなように積極的であり、津田文吾知事時代の後半には、県内の自然保護対策とあわせてかなりのメリットをあげてきた。それは、生態的危機に瀕する社会状態の一つの回復を指示する意味をおびているといえよう。

多彩な社会運動の流れ 農村と都市を結ぶ社会生活や経済、労働関係を基底に、基地、公害問題を軸に戦後の社会状態の趨勢を資料で跡づけてきたが、こうした社会状態の改善を積極的にはかるために、どのような運動が展開されてきたか、その動向を資料で追ってみることにした。そこで、ひとまず、社会運動の中枢をしめ、常時、指導的な役割をはたしてきた労働運動の傾向をみる必要がある。そこで、わたした

ちは、まず資料「昭和二十一年一月～二十四年六月別型態別発生労働争議調」をはじめとする一連の労働組合組織の実態ならびに労働争議や労働協約の締結状況をあきらかにしようとした。これらの資料から指摘できることは、敗戦後、労働運動が高揚していくのは、打ち続く生活不安から組合を結成し、さらに争議と結びつくかたちで組合がつくられていくというパターンが多かったこと、そうした動きを保障したのは昭和二十一年三月から、警察官、消防職員などをのぞき、官吏もふくめてすべての労働者に団結、団体交渉、罷業の労働三権を付与した労働組合法が施行されていたからである。

こうして労働組合が個々に復活したり、生みだされ、さらに革新政党が旗上げるなかで、労働組合の全国組織の再建運動も進められていった。そして、昭和二十一年八月には、日本労働組合総同盟（総同盟）と全日本産業別労働組合会議（産別会議）の二つの連合体がスタートを切ったのである。当時、総同盟には一六六九組合、約八五万五〇〇〇人が結集し、産別会議には、産業別の二一組合、約一六三万の労働者が

結集した。このような動きのなかで、神奈川の労働戦線は、総同盟も活発であったが、がいて産別会議の影響力が大きかった。産別会議の結成の発端は、敗戦の年の暮、日本鋼管鶴見造船所労働組合以下九つの組合の呼びかけで集まった神奈川県下二一組合の代表七〇人からなる神奈川県工場代表者会議によっていたからである。しかも、年を越えて一月には、全関東一三七工場の代表者によって、関東工代会議が開かれ、そこで勤労所得税の撤廃、生産増大を目指す労働組合による経営管理―生産管理、社会、共産両党の共同闘争を要請するなど、全体で一二項目を討議した。その結果、組合の生産管理をつうじて生産を増大し、農村と直結して農業生産の増加と自主供出のためにたたかいを進め、市民とともに食糧の人民管理をおこなうという構想を決定していたのである。

このようないきさつもあってか、県下では二十一年秋、産別会議の十月闘争のもとで、政治的性格をおびた長期かつ長時間ストライキをもって、国鉄、海員の人員整理反対闘争を中心に、いわゆる「労働攻勢」「防衛闘争」をくりひろげて

いった。産別会議、総同盟が結成された直後の県下の労働組合連合体の実情については、資料「昭和二十一年現在神奈川県下労働組合連合体組織実態調」がその全貌を伝えている。なお、組合組織の推移にかんしては、「昭和二十四年十一月現在 産業別 事務所別労働組合の組織等実態調」等々の諸資料をくらべてみると、あきらかになろう。

敗戦後の労働運動は、「経済生活向上」のための賃上げを中心に展開されてきた。もつとも、十月闘争のなかで「労働問題はたんなる経済問題」ではなく「政治闘争」であるという談話が発表される一方、産業復興闘争の性格ももっていた。事実は否定できない。そして、もう一面では、昭和二十一年の終りから総同盟と産別会議は、ともに、生活危機突破の共同闘争をもちあげていったが、すでにこの時期では、労働組合育成に力を貸していた連合国総司令部のコーエン労働課長も、労働組合が「強大な力を発揮」するときは、そこに「責任」がつきまとうとか、「増産をはばむストライキ」は、極力避けなければならないと、警告を発するようになってい

た。コーエン発言の背景には、労働組合運動にたいする占領政策の転換がすでに台頭していたことを意味している。この傾向は、二十二年の「二・一スト」にたいするマッカーサーのスト中止指令でますますあきらかになっていった。この「二・一スト」を境に、参加組合の自主性を尊重する連絡協議機関として全国労働組合連絡協議会が総同盟、産別会議、日労会議、農民団体によって設けられていった。

たしかに「二・一スト」後、労働戦線は、企業整備が台頭してくるなかで、要求項目をそのつど掲げながら、関連産業との共同闘争を組むかたちであらわれ、労働争議もその件数が多くなっていった。その間の労働戦線の統一問題にかんしては、資料「産別会議神奈川県地方会議の労働戦線統一声明書」が、「労働者階級の前途」の多事多難を意識しながら、統一の必要についてふれており、また、運動の状況の一端にかんしては、東神奈川国電闘争を中心に、賃金問題、企業整備反対の動向等々について諸資料を収録しておいた。

労働運動をめぐる資料は、種々の制約上、主として敗戦後

の時期を対象にして収録せざるをえなかったが、ここに、問題点もふくめてその後の県下の労働運動の原型がたちづくられていたと位置づけ理解してもらえれば、その意味はすくなくないと考えている。この点を断っておいて、労働運動とともに、むしろ、わたしたちが、この巻で意をはらわざるをえなかったのは、全駐労をはじめ基地関係の労働者の直面している諸問題、すなわち資料「神奈川県下基地労働者解雇反対運動」に示されているような、雇傭条件をはじめとする基地労働者の問題であり、いま一つは、平和運動、原水爆禁止運動が、地域の内側から流れてたその実情と意味を資料で追跡してみることであった。ここに収録した諸資料からもうかがえるように、昭和二十九（一九五四）年春のアメリカのピキニにおける水爆実験を契機に、原水爆禁止、平和運動が民衆運動として一筋の流れをなし、県域に浸透しはじめ、地域運動となった事實は、今日の住民の政治参加、社会参加の先駆的形態として位置づけることができよう。また、この運動は多方面にわたる社会運動の核として評価することもでき

る。

戦後三十年、地域のなかで、日本国憲法が保障する制度としての民主主義と、その精神をどう風土化すべきか、それはいま脈々と波打っている課題であり、今後も追い続け、裏打ちしていかなければならないテーマである。この資料編は、そういった観点から、戦時体制下から、第二次大戦後の時期を対象として、政治行政から社会の領域にかけて民主主義を推し進めふかめていく推力が、どのようにたちあらわれてきているか、その力が紆余曲折の道をたどりながらどんなかたちで流れてきているか、それをたどってみようということを狙いに構成してみた。

収録資料所蔵者一覧

(敬称略・順不同)

国立公文書館	東京都千代田区北の丸公園	藤野町役場	津久井郡藤野町小淵
外務省外交史料館	東京都港区麻布台	神奈川新聞社	横浜市中区太田町
農林省図書館	東京都千代田区霞ヶ関	鎌倉市民社	鎌倉市浄明寺
横浜市図書館	横浜市西区老松町	川崎医療生活協同組合	川崎市川崎区大島
川崎市役所	川崎市川崎区宮本町	政法大学大原社会問題研究所	東京都千代田区富士見
横須賀市役所	横須賀市小川町	相澤栄久	相模原市元橋本
横須賀市教育研究所	横須賀市坂本町	加藤木保次	横浜市神奈川区新子安
平塚市教育研究所	平塚市浅間町	久保田昌孝	相模原市東橋本
藤沢市役所	藤沢市朝日町	小柴俊雄	横浜市金沢区富岡町
相模原市立図書館	相模原市鹿沼台	斎藤秀夫	横浜市神奈川区旭ヶ丘
秦野市役所	秦野市桜町	竹前栄治	東京都町田市木曾町
厚木市役所	厚木市中町	広田重道	東京都江東区富岡
伊勢原市役所	伊勢原市伊勢原	布沢宏一	横浜市磯子区汐見台
座間市教育委員会	座間市座間	神奈川県立湘南高等学校	藤沢市鶴沼神明
大磯町役場	中郡大磯町東小磯	神奈川県庁	横浜市中区日本大通り
箱根町役場	足柄下郡箱根町湯本		

あとがき

一 この巻は、昭和七年から敗戦までの政治・行政関係資料と、戦後については政治・行政関係資料に加えて社会問題に関する資料も含め、これをテーマ別に分類、構成して収録した。

本県では、敗戦の混乱によって多くの関係資料が消滅していることに加え、廃棄された戦後の公文書も大量にあり、このため資料収録にあたっては個人所蔵資料およびこれらの消滅・廃棄をまぬがれた県・市町村公文書を主とした。収集資料は多岐にわたったが、予定したテーマ別にみた場合、必ずしも十分でないものもあり、できるだけ平均的に適切な資料を収録、配列するよう努めてある。

一 この巻の資料の収集過程においては、県下各地域の多くの方々にお世話になった。紙数及び構成の関係から多くの良質の資料の割愛を余儀なくされたが、これらの資料については、将来なんらかの機会を得て世に送り出すべきだと考えている。資料の収録について快く御承諾いただいた方

々に対しては、心からお礼を申しあげるとともに、また、調査のさいに御協力をいただきながら収録できなかった資料の所蔵者には、とくにこの点の御理解をお願いし、あわせて深くおわびしたい。

一 この巻の資料調査・執筆および編集には、竹内理三総括監修者・大久保利謙主任執筆委員のもとで、金原左門執筆委員が担当し、内田修道、栗原和子、長谷川邦男、大木基子、桜庭宏の各氏に補助者として協力していただいた。

また、いちいちお名前をあげないけれども、この巻の資料調査から編集発行にいたるまで御協力・御教示をいただいた多くの方々に、厚く感謝の意を表する次第である。

昭和五十二年三月

神奈川県企画調査部県史編集室長

主な関係者名簿

神奈川県史編集懇談会会員（順不同）

昭和五十二年二月一日現在

- 長洲 一二 神奈川県知事（会長）
- 石井 孝 津田塾大学教授
- 穴水 清彦 神奈川県商工会議所連合会会長
- 小串 靖夫 神奈川県中央会・信連・経済連・共済連会長
- 亀井 高孝 元清泉女子大学教授
- 呉 文炳 元日本大学総長
- 清水 末雄 神奈川新聞社社長
- 高村 象平 慶応義塾大学名誉教授
- 永田 衡吉 芸能史家
- 脇村義太郎 東京大学名誉教授
- 嶋村 尚美 神奈川県議会議長
- 石井 忠重 神奈川県市長会会長
- 露木 甚造 神奈川県町村長会会長

神奈川県史編集委員会委員（順不同）

昭和五十二年二月一日現在

- | | | |
|------|-----------------|-------|
| 委員長 | 知事 | 長洲 一二 |
| 副委員長 | 副知事 | 白根 雄偉 |
| 委員 | 県史総括監修者兼主任執筆委員 | 竹内 理三 |
| 委員 | 県史主任執筆委員 | 大久保利謙 |
| 委員 | 〃 | 児玉 幸多 |
| 委員 | 〃 | 安藤 良雄 |
| 委員 | 県総務部長 | 陌間 輝 |
| 委員 | 県企画調査部長 | 鹿山 静 |
| 委員 | 県教育長 | 八木 敏行 |
| 委員 | 県立図書館長 | 稲垣 直太 |
| 委員 | 県立川崎図書館長 | 湯川 喜一 |
| 委員 | 県立博物館長 | 北林 一光 |
| 委員 | 県企画調査部参事兼県史編集室長 | 戸栗 栄次 |
| 顧問 | （東京大学名誉教授） | 坂本 太郎 |

神奈川県史執筆委員（五十音順）

昭和五十二年二月一日現在

原始・古代及び中世

○竹内 理三 早稲田大学教授

（県史総括監修者兼資料編監修者）

貫 達人 青山学院大学教授

百瀬今朝雄 東京大学助教授

近世

青木美智男 日本福祉大学助教授

川名 登 千葉経済短期大学教授

神崎 彰利 明治大学講師

木村 礎 明治大学教授

○児玉 幸多 学習院大学学長

近代及び現代（政治・社会・文化担当）

今井 庄次 東京外国語大学教授

江村 栄一 法政大学助教授

○大久保利謙 国立国会図書館憲政資料室

金原 左門 中央大学教授

山口 修 聖心女子大学教授

近代及び現代（産業・経済担当）

○安藤 良雄 東京大学教授

腰原 久雄 横浜国立大学助教授

寺谷 武明 横浜国立大学教授

丹羽 邦男 神奈川大学教授

林 健久 東京大学教授

三和 良一 青山学院大学教授

山本 弘文 法政大学教授

民俗

大藤 時彦 成城大学名誉教授

考古

赤星 直忠 県文化財保護審議会委員

岡本 勇 県文化財保護審議会委員

自然

酒井 恒 東京家政学院大学教授

見上 敬三 横浜国立大学教授

宮脇 昭 横浜国立大学教授

○印は、各時代担当の県史主任執筆委員を示す。

人物編の編集に協力をお願いしている方々(五十音順)

昭和五十二年二月一日現在

- | | | | |
|-----------------|--------------|-------|-------------|
| 石井光太郎 | 前横浜市史編集室副主任 | 久保 常晴 | 立正大学教授 |
| 石井富之助 | 元小田原市立図書館長 | 小出 義治 | 神奈川歯科大学助教 |
| 白井 弘 | 元平塚市立浜岳中学校教諭 | 佐野 大和 | 国学院大学教授 |
| 沢 寿郎 | 元鎌倉市図書館長 | 玉村 竹二 | 元東京大学教授 |
| 座間美都治 | 相模原市文化財保護委員 | 辻 達也 | 横浜市立大学教授 |
| 竹田 平 | 元横須賀市図書館長 | 長倉 保 | 神奈川大学教授 |
| 中野敬次郎 | 小田原市文化財保護委員 | 服部 一馬 | 横浜市立大学教授 |
| 服部 清道 | 横浜商科大学教授 | 藤田 経世 | 跡見学園女子大学教授 |
| 浜田 勘太 | 三浦市文化財保護委員 | 堀江 重次 | 県文化財保護審議会顧問 |
| 村上 直 | 法政大学教授 | 本阿弥宗景 | 県文化財保護審議会顧問 |
| | | 三上 次男 | 青山学院大学教授 |
| | | 森 栄一 | 県文化財保護審議会委員 |
| | | 山中 裕 | 東京大学教授 |
| | | 吉川 逸治 | 東海大学教授 |
| 神奈川県史編集参与(五十音順) | | | |
| 秋本 益利 | 横浜市立大学教授 | | |
| 浅香 幸雄 | 専修大学教授 | | |
| 大岡 実 | 日本大学教授 | | |
| 加茂 儀一 | 関東学院大学教授 | | |

昭和五十二年二月一日現在

神奈川県史 資料編12 近代・現代(2)

第15回発行

昭和52年4月21日印刷

定価 四、五〇〇円

昭和52年5月1日発行

送料 実 費

編集 神奈川県企画調査部県史編集室

発行監修 神奈川県

横浜市中区日本大通1

発行 財団法人神奈川県弘済会

横浜市中区日本大通1

電話横浜〇四五(二〇二)一一一内線五五八〇〜一

印刷 大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町1丁目12番地

